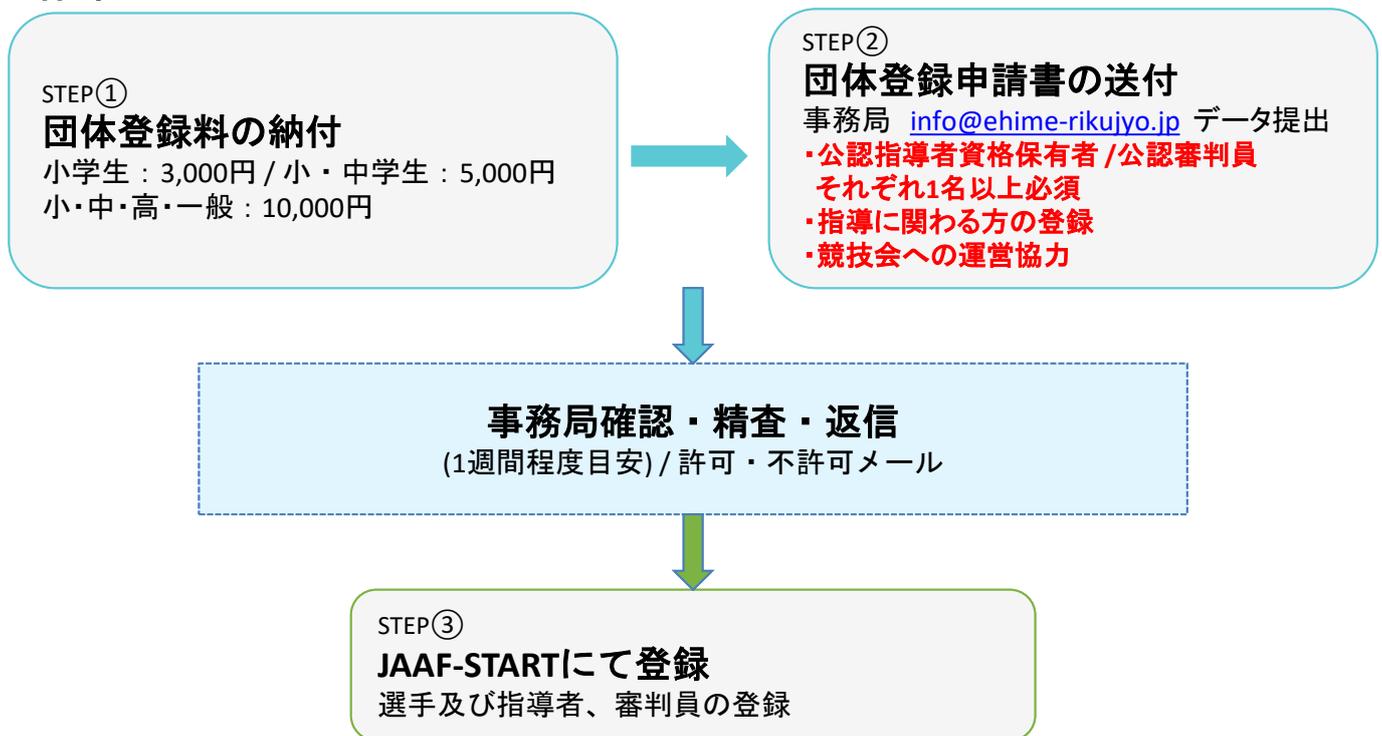


2026年度 小・中学生加入団体登録手続き スケジュール・フロー

<スケジュール>

4月1日(水)~	団体登録料の納入受付開始
4月20日(月)頃	登録規程・倫理規程・団体登録申請書の公開 (HP掲載・メール通知)
公開後 ~	団体登録申請書の受付開始
5月25日(月)~	JAAF JAAF-START受付開始

<作業フロー>



※①②の手続きが行われてない場合、承認はいたしませんのでご承知おきください。

<連絡事項>

- 小・中学生加入団体(中学校部活動を除く)で指導に関わる方については、公認指導者資格がない場合でも陸協への登録が必要となる予定です。
- チームの登録審判として登録される場合、団体員としてJAAF-STARTで申請していただくことを推奨します。既に個人申請をされている方で取り下げたい場合は事務局までご連絡ください。
- 処分規程に定める禁止事項(別紙参照)に該当すると判断した場合は、不許可とさせていただきます。

＜別紙 処分規程(令和8年4月施行予定)に定める禁止事項＞

- (1)法令に違反する行為
- (2)犯罪に該当する行為(ただし、刑事事件として立件されるか否かにかかわらず。)
- (3)陸上競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること
- (4)陸上競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること
- (5)陸上競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること
- (6)暴力・暴行その他の身体的虐待
- (7)暴言その他の精神的虐待
- (8)性的虐待、セクシュアル・ハラスメントまたは盗撮行為
- (9)パワーハラスメントその他のハラスメント
- (10)不適切又は不合理な指導
- (11)差別的言動
- (12)違法賭博及び違法なスポーツベッティング
- (13)未成年者の飲酒・喫煙その他倫理に反する行為を行うこと
- (14)アンチ・ドーピング規程に反する行為
- (15)第三者の名誉を毀損する行為又はプライバシーを侵害する行為
- (16)反社会的勢力と関係を有すること
- (17)その他本協会の規程に違反する行為、または、品位もしくはスポーツの健全性若しくは高潔性を損なう非行を行うこと
- (18)第三者が前各号に掲げる行為を行うことを幫助し、教唆し、もしくはこれを是正すべき立場にあるにもかかわらずこれを放置し、又は適切な指導を行わないこと